

令和2年第3回太子町議会定例会（第486回町議会）会議録（第3日）

令和2年6月8日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）
- 2 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）
- 3 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 7 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 8 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 9 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について
- 10 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1番	松浦崇志	2番	出原賢治
3番	森田哲夫	4番	吉田正之
5番	長谷川正信	6番	玉田正典
7番	上山隆弘	8番	中藪清志
9番	首藤佳隆	10番	福井輝昭
11番	清原良典	12番	中島貞次
13番	井村淳子	14番	堀卓史
15番	藤澤元之介		

会議に欠席した議員

なし

会議に出席した事務局職員

局長 森 文 彰 書記 蛭 井 のり子
書記 竹 田 早 紀

説明のため出席した者の職氏名

町 長 服 部 千 秋 副 町 長 名 倉 嗣 朗
教 育 長 沖 汐 守 彦 総 務 部 長 森 田 好 紀
生活福祉部長 三 木 孝 秀 経 済 建 設 部 長 森 川 勝
教 育 次 長 栄 藤 雅 雄 財 政 課 長 佐々木 信 人
税 務 課 長 藤 野 和 徳 町 民 課 長 杉 原 勝 由
社会福祉課長 北 陽一郎 生 活 環 境 課 長 首 藤 武 司

(開議 午前10時00分)

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

令和2年第3回太子町議会定例会第3日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和2年第3回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第42号 令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第1、議案第42号令和2年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。先日も申し上げたとおり、会議規則第54条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べるできないことになっております。要は、議題になっている事件に対して行われて、疑問点をたずねるものでなければなりませんので、御注意をお願いいたします。

それでは、質疑はありませんか。

首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おはようございます。

それでは、何点か質疑をいたします。

まず、歳入です。

7ページ、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1学校費補助金のところで、公立学校情報機器整備費補助金9,756万円なのですが、これ確認ですが、国の補助金の上限額が1台当たり4万5,000円だと思うのですが、それで計算すると2,168台分に相当する金額になるわけですが、歳出のほうで、17ページの歳出、款10教育費、項2小学校費、項3中学校費、目2教育振興費、節18備品購入費、学習用タブレット購入費。小学校、中学校。たしか説明で小学校2,297台、中学校1,150台とおっしゃられたと思うのですが、合計すると3,447台で、上限額を4万5,000円と計算すると1億5,511万円かかるわけなのですが、その辺、歳入の考えと歳出の考え方、いわゆる国庫補助金に上乘せされてるのかということを確認したいと思います。

それと、細かいことですが、11ページの上から3つ目、款2総務費、項1総務管理費、目7電

子計算機費、節18備品購入費、通信機器等購入費、パソコン用カメラ及びその上で節11需用費、消耗品費追加、パソコン用マイクを買われるのですが、パソコン用カメラはどういったものを買われるのかなというところだけ確認します。というのが、ウェブカメラ内蔵型のマイクが含まれていると思うのですけれども、そのマイクを使わずに、さらにいいマイクを上節11需用費8,000円で買うのかなというところを確認します。

13ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節28繰出金、水道事業会計繰出金、追加水道料金減免等補助、水道のところでも質疑してもいいのですけれども、ここで確認します。

今回、太子町は4カ月分の減免をすると。神戸新聞のほうにも、6月3日の新聞に一覧表が出ました。その中で見ると、多くの市町が6カ月減免をされているという一覧が出ております。この表が新聞に載ったものですから、町民の方、ほかには6カ月やのに太子は4カ月やなという声がありましたので、4カ月にされた理由及び6カ月にするとどれくらい上乗せのお金が要るのかなというところを確認します。

続きまして、17ページ、先ほどの学習用タブレット購入費に関連するのですが、先の中島委員の一般質問の中で、次長のほうがタブレットを購入するんだという答弁をされておりますが、タブレットなのか、パソコンなのか。その辺をまず明らかにしていただきたいなと思うのですが。兵庫県の教育委員会の資料を見ると、県内共同購入という形で、3つのパターン、マイクロソフトのウィンドウズOS端末、アップル社のiPad OS端末、グーグル社のクロームOS端末の3種類から共同購入という形で選択するのだと思うのですが、選択するのか、選択されるのかわからないですけれども。太子町は、この資料に基づくと、グーグルのクロームOS端末を購入することになっております。なぜクロームOS端末なのかというところを明確にしてください。というのも、クロームOS端末は、いわゆるシェア0.4%しかないのですね。皆さんの御家庭にあるパソコンもウィンドウズがほとんどだと思うのですが、小学生、中学生にクロームOS、保護者の方もさわったことないような、先生方も当然さわったことがないようなOSを使うと。子供たちが社会人になったとき、会社に入ったらウィンドウズです、その辺非常にもったいないなというふうにも思うので、その辺クロームOSに選択される理由を明らかにしてください。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、歳入で御質問がありました、7ページの国庫補助金、公立学校情報機器整備費補助金と歳出での端末の購入費との関連でございます。

このたびGIGAスクール構想が前倒しになって、生徒・児童1人1台当たりの端末、タブレット等を含みます端末の配置というのが国のほうで打ち出されました。今後の流れとしては、今年度を含みます3年間で整備するという当初の予定でございましたが、それを前倒しするということになっておるわけでございます。この補助金の算定の基礎でございますが、1人1台4万5,000円という上限があります。ただ、その中で3人に1人、いわゆる3台のうち1台分ですね、3分の1のタブレットを含みます端末につきましては、既に地方財政措置がされておる。いわゆる地方交付税で算入がされておると。もともとそのGIGAスクール構想に組み込まれておるということで、それは補助金ではなく地方財政措置でもって国は措置をしておりますという前提に立って、この補助金につきましては残りの3分の2についての補助金が対象となっているわけでございます。あわせまして、その指導者の分というのも、いわゆる先生の分ですね、その分につきましても補助の対象とはなっておらないというところで御理解願いたいと思います。

それから、2点目のタブレットなのかどうかというところなのですが、今まで私、タブレットということで御説明をさせていただいたわけですが、現実を申しますと、タブレットになるか、またはブック型のパソコンになるか、それは県の入札によりまして決定がされるわけですが、タブレットになるということが100%決まっているわけではございません。文部科学省のこの補助対象というの、タブレット型でもいいですし、キーボードと分かれるようなタイプのパソコンでもいいですしということで、何もタブレットに限るということではなく、そういう共通仕様が出ております。したがって、私今までタブレット、タブレットということで説明をさせていただいたわけですが、端末ということで、ここで確認をさせていただきたいと思っております。タブレットになるのか、あるいはタブレット型というのですか、ノートパソコンのもう少し簡易型といいたいまいしょうか、端末に近い、ノートパソコンではない、キーボード部分とモニター部分が分かれるようなタイプ、そういうようなものになるかもわかりませんが、そこら辺については端末ということで、今までの説明についてはちょっと訂正といいたいまいしょうか、そういうことで御確認をさせていただきたいと思っております。

それから最後に、OSのことです。

議員が今お話しされました、この県の入札につきましては3種類のOSでもって今入札がかかっております。その中で、太子町はクロームOSを選択しているわけですが、この理由につきましては、大きく3点理由としてございまして、まず1点は、このクロームOSは運用管理の容易性というのが1つ大きな特徴としてあります。初期設定につきましては、例えばウィンドウズのOSにつきましても一括でできるのですが、その後の変更等につきましては、このクロームOSのほうが管理しやすいというふう聞いておるところでございます。そういう運用管理に係ります容易性というのがまず1点。それから、2点目につきましては、このクロームOS、クロームブックにつきましては、主に教育向けに設計がされておるわけですが、耐久性の高い端末になっておると、クロームブックにつきましてはそういう設計がされておるところでございます。そういう点で、2点目につきましては耐久性の高さという点。3点目は、太子町は学区といたしまして、たつの市と統一の学区を形成しておるわけですが、このたつの市の教育委員会、それから小・中学校の校長会、また情報担当の教員、それらを含め情報環境の整備委員会でもってこの導入のOSにつきましては、もんでいただいたわけですが、今まで申し上げましたその耐久性でありますとか運用管理の容易性、それらを加味しまして、このクロームOSを導入しようということで決まったわけですが、シェアにつきましては、一般的なシェアは確かに低いということを聞いておりますが、この教育端末の市場におきましては、それなりのシェアがあると。世界的に言いますと、30%を超えるような教育の端末のシェアであるというふうなことも情報として入っております。また、既に姫路市とかも先行してこのクロームOSを導入しているわけなのですが、そこら辺の評価につきましても高い評価が出ておると。そういった情報をもとに、このクロームOSを選択したというところでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、11ページの上から2段目、マイクとパソコン用のカメラについてでございます。本来、カメラにマイクが内蔵されているという機器もございしますが、実際に使用する場所が常に静かな場所で利用できるわけではなく、そばにマイクを置いた上で音声を送るといようなことも必要です。今回上げさせていただいておりますのは、2台分の機器でございます。マイクについても2台、カメラについても2台という形で、できるだけ近く

で鮮明な音声を通るというところでございます。

以上です。

(首藤佳隆議員「カメラ、どんなやつか。メーカーとか」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 総務部長。

○総務部長(森田好紀) 今予算の段階で、メーカーについてはこれから精査するところがございます。

○議長(藤澤元之介) 経済建設部長。

○経済建設部長(森川 勝) 最後に、私のほうからは13ページの水道事業会計繰出金の追加ということで、4,214万3,000円の件について回答のほうをさせていただきます。

まず、4カ月分の減免とした理由でございます。減免期間につきましては、2カ月、4カ月、6カ月と検討をそれぞれさせていただいたところです。県内他団体の減免状況、それから町の財政状況を考慮した結果、最終的に4カ月としております。ちなみに、県内ですと6カ月が15団体と一番多いです。2番目に4カ月の9団体になっております。残り3カ月とか5カ月とかがありますが、当町のほうは4カ月を選択させていただきました。6カ月にした場合なのですが、基本料金の4カ月分としましては5,742万円になります。6カ月にしますと8,613万円、約3,000万円の差が出てまいります。生活支援、経済支援として今回基本料金を減免させていただきますけれども、一般会計等の財政状況等も勘案して、ほかの市町とも勘案してこの4カ月を選択させていただいたものでございます。

以上です。

○議長(藤澤元之介) 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それぞれ少し確認しますが、まず水道のほうは一覧表を見ても、4カ月のところは、町は4カ月が多いのかなということが一覧表で見られるので、3,000万円の差ですから相当厳しい財政にはなると思うので、一般会計から繰り出さないといけないということもありますから、その辺は町民の方に聞かれたらそういうふうには説明はします。わかりました。

あと一点、次、パソコンウェブカメラですけれども、2台で2万5,000円ということは1台1万2,500円程度のカメラ、ということは代表的なメーカーの中間レベルの中位機種ぐらいのカメラが買えるんだと思います、代表的なメーカーのね。国産の代表的なメーカーだったらもっと高いので、その辺から見ると結構いいマイクだと思います。いいマイクがあるので。逆に、マイクで2台8,000円ということは4,000円ぐらいのマイク。このマイクは余り性能がよくないと思うので、USBマイクというのは国産の代表的なメーカーだったらやっぱり2万円ぐらいしますから、その辺よく精査していただいて、間違いのないものを買ってください。

学習用タブレットですが、運用の管理の容易性、設定、耐久性の高さ、たつの市とあわせるとのことですが、恐らく安いからという理由もあると思うのですね。例えば、iPad OSを使うとすると、iPadを買わないといけない、iPadは4万5,000円で買えるわけがありませんから、その辺でコスト的なことも考えていらっしゃるのかということが浮かぶのですが。それとあわせて、先の一般質問の中で、行く行くは補正でウェブカメラ、マイクを購入するんだということがありました。当然、この学習用タブレットではこの仕様書を見ても、インカメラ及びアウトカメラ、マイクというのが入ってる端末を买买いますよね。なぜ補正を組んで、またウェブカメラ、マイクを買われるということなのでしょう。その2点お願いします。

○議長(藤澤元之介) 教育次長。

○教育次長(栄藤雅雄) まず、このクロームOSの価格でございます。この選定のときに、この価格が安いから、また高いからほかの分がというようなことについては、その選定理由の中の

大きな要素ということにはなっておらなかったというふうに聞いております。おっしゃるように、私も調査いたしますと、そのクロームOSにつきましては、今言われるように、ウィンドウズ、またiPadOSと比較しますと安価でできるような情報も聞いたりもするのですが、その選定の際には、この価格の安さということについては、特に大きな要素になったというふうには聞いておりません。

それから、マイク、カメラにつきましてはですけども、確かに今回購入しようとしております端末につきましては、内蔵型ということになっております。今後、学校内でこの端末を使用するということには、カメラでありますとかマイクでありますとかということについては、ほぼ必要ないということになるのですけれども、このたびのコロナウイルス対策のような学校の休業に対しますような非常時に、家庭との双方向のオンライン授業を行うというようなことを想定いたしますと、内蔵カメラでは解像度の問題でありますとか、また1つだけのカメラでもって映像を撮るということになってしまいますので、複数のカメラ、マイクでもって、より授業に近いような、授業をやっているようなリアル的な映像とまではいかないのですけれども、より対面に近いような授業を想定しまして、今後そのマイク、カメラにつきましては購入ということを計画したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 おはようございます。

歳出について10点前後ちょっとお聞きしたいので、よろしくお願いたします。

まず、11ページの款2総務費、項1総務管理費、目11自治振興費、節19負担金・補助及び交付金、提案型協働事業補助金の追加についてですが、これは新型コロナに対するということで説明がありましたけれども、そういう活動の見込みがあるということでしょうか。それとも、現既存の団体に対して、こちら側からお願いをするような格好になっておるのか、その考え方と取り組みについての説明を求めます。

そして、13ページですけども、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節18備品購入費、衛生医療用備品購入費で非接触型の体温計をさまざまところで購入を上げておられますが、恐らくこの体温計はなかなか手に入りにくいような状況にあると思うのですが、いづごろを見越しておられるのか。また、各施設、優先順位的にはどのようなところから対応をされるお考えか、説明を求めます。

それから、15ページ、款6農林水産費、項1農業費、目6緑化推進費、節13委託料、まち・ひと応援花かざり事業委託料についてですが、これの取り組みの中身と対象者についてもう少し詳しく説明をいただきたいのと、全体的に太子町に対して広がりがあるのかないのか、そのあたりをどのように考えるのかということも説明をいただきたいと思えます。

その下、款7商工費、項1商工費、目2観光費、節13委託料、シティプロモーションの動画製作等業務委託料ですけども、これについてはどのようなものを考え、ちょっとビジョン的なものを説明いただきたいと思えます。

それから、款9消防費、項1消防費、目1常備消防費、節15工事請負費ですけども、女性用仮眠室の改修等に伴って、近々に女性職員が来る予定は、今のところはまだないと思うのですが、消防署の女性の雇用に対する考え方の説明を求めます。

それから、修学旅行のキャンセル料についてですけども、キャンセルをすることに伴って、太子町としてはこの修学旅行、これに対しては子供たちにどのように対応し、かわりに何か修学

旅行的なものを対応していこうと考えるのか、考えないのか説明を求めます。

また、17ページ、款10教育費、項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節11需用費、消耗品費追加、保健衛生用品、アルコール等、もう入るのが次亜塩素酸等の質問が一般質問にもありましたけれども、これの設置の仕方についてですが、養護教諭というのか、いわゆる保健の先生ですね、その先生に対してもなかなかその先生の立場上、大変な立場に立たされて御苦労されてるのかなと、もちろん一般の先生方も大変だとは思いますが、統一してどのような指導をされておられるのか。また、アルコールについては各教室に1つずつ置くような状況となっておるのか、あるいはどのようなレベルでアルコールを設置するお考えなのか、説明を求めます。

それから、タブレット等の導入についてですが、これは全県的にも統一して進めていく部分があるかとは思いますが、太子町としてこのタブレット導入に当たっての研究をどのように取り組み、また太子町単体で特化したような取り組みというのは進める考えがあるか、ないか説明を求めます。

続いて、19ページですが、款10教育費、項5社会教育費、目7会館管理費、節15工事請負費、大ホール映像配信用カメラ設置工事費とありますが、これは長期休暇等に対応するというのでおっしゃってましたけれども、そういったことを実際本当にやろうとしてこういうカメラを入れようとしているのか。また、その歴史資料館においてもそうですが、映像配信用の機材、こういったものを設置していこうとされておられますが、具体的に計画と考えがあるのか、ないのか。また、どのように進めていくのか説明を求めます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず初めに、提案型協働事業の補助金でございます。これにつきましては、30万円の2事業を予定しております。もし議会で議決いただきましたら、きょうからすぐに募集をかけさせていただいて、組織運営をされて規約等を持たれているような団体に、実際に今新型コロナ感染症拡大防止に寄与する事業、または復興に寄与する事業、住民の生活の向上に寄与する事業等に活用できるような事業提案をいただきまして、そのような中から選定させていただいたものを事業として、町と一緒にやっていくということを提案いただきたいということで上げさせていただいております。

もう一点、非接触型の体温計でございますが、これにつきましては全庁的に43台を購入しようとしております。実際に手に入らない状況というのはございますが、実際にその施設に来られる方等の体温等もチェックしながら利用していただくという上で、施設のお客さんの多いところから順次配布をしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 私からは、先ほど総務部長からもありましたが、13ページの予防費の備品購入費の非接触型体温計、こちらにつきましては、具体的には福祉会館、さわやか健康課で使用しようというものでございます。全体的には、総務部長が申しあげましたように43台でございますけれども、こちら予算計上させていただいてる分につきましては、3本分を予防費で計上をさせていただいております。

続きまして、15ページ、常備消防費の中で、女性用の仮眠室等の改修工事を組み替えをさせていただいております。女性の雇用の考え方という御質問でございましたけれども、消防庁より消防本部における女性消防吏員のさらなる活躍に向けた検討会というところの報告書が出ております。消防分野におきましても、女性の力を最大限に活用して組織を活性化させるということを目指にしまして、消防庁では令和8年度までに女性消防吏員の比率を5%に引き上げるというよう

な数値目標自体が消防庁から出ております。西はりま消防組合でもそういった目標に従いまして、女性消防員の採用それから活躍の場を広げるということで、このたび太子消防署に女性用のトイレ、浴室、仮眠室を備えた専用スペースを設置するという形で予算の組み替えをさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私からは、15ページのまち・ひと応援花かざり事業委託料と、その下のシティプロモーション動画製作等業務委託料についてお答えをさせていただきます。

まず、上のまち・ひと応援花かざり事業委託料でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大に関連しました暗いニュースが続く中、外出や営業の自粛等によって町全体が暗い雰囲気になっております。少しでも町内の明るい雰囲気を取り戻せないかということで、花苗等を配布することによってストレスの緩和を図れたらなということで、今回提案をさせていただいております。希望者に花苗等を提供して、町内の各所を彩ればなと考えております。対象者ですが、町内の在住者または町内で事業を行う方、個人、団体等を問わない予定としております。その花苗を1件3,500円以内で200件を希望者に配布をさせていただきたいと思っております。実際、流れなのですが、まず町内の生花店に事業説明をさせていただいて、登録をしていただけるようにまず依頼をさせていただいて、その後、町民の皆様に事業内容、それから対象事業者の方々の生花店を記載した「広報たいし」やホームページ等に載せていきたいと思っております。実際に、これから蔓延期、小康期、復興期となっていくことを望んでおります。少しでも町民の皆様のストレス発散に役立てればなと思っております。

その次のシティプロモーション動画製作等業務委託料でございますが、これも新型コロナウイルス感染症の影響によって、観光施設や飲食店等に多大な影響が出ております。経済の回復にあわせた施策として、太子町を訪れていただけるよう、斑鳩寺を中心に町の文化遺産や史跡、地域の特産品などのプロモーション動画を作成して、町の魅力を町内外に発信したいと考えております。それによって観光客数の増大に取り組めればなと思っております。このプロモーション動画につきましては、ストーリーを持たせた動画として、観光だけではなくて、住みやすいまちと思っただけのような移住・定住の視点も盛り込んでいければなと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） まず、15ページの修学旅行キャンセル料等補助金に関連してのことでございます。

ここで計上させていただいておりますこの補助金につきましては、修学旅行が万が一キャンセルになった場合のキャンセル料の補助ということでございます。今のところは、修学旅行については学校行事として計画はされているところでございます。万が一中止になったというときには、これは学校でその代替案をどうするかというようなことについても、そのときにはお話が出てこようと思っておりますけれども、今のところ中止にするということではございません。計画として上がっているところでございます。

それから、保健衛生用品でございます。

教室等に設置いたします消毒液でありますとか、また消毒用のもの等の話でございますが、まず、手指消毒の消毒液につきましては、各教室1つずつ置こうということを計画はしておりますが、それが主になるのではなく、あくまでも手洗いの指導をまず主に行いまして、手指消毒につきましてはサブ的な位置づけということで考えておるところでございます。また、器具等の消毒



液につきましても、これは子供が児童・生徒を中心にするということではなく、教職員また学校の職員が中心になって消毒を行うということにしておるところでございます。その手洗いでありますとか手指消毒につきましても、保健の担当教諭から各担任の教諭のほうに指導を行いまして、その教職員から子供への指導が行われると。既に、当然今までも手洗い指導というのは行っておるわけですが、そういうルートでもってきっちりとした指導を行うということでございます。

次に、タブレット端末、タブレットを含みます端末につきましてのこの太子町独自の施策、また今後の施策の展開、事業の展開でございますが、現在太子町独自でこういう方策でもって、このICT端末をもって、こういう事業を展開しようというところまでは至っておりません。今後、このICT教育につきましても文部科学省のほうから指針が出ておるわけですが、それに沿って、兵庫県また兵庫県の指導の指針に沿ってICT教育が展開されるわけですが、先ほども、たつのと同じ学区ということもお話をさせていただきましたが、太子町を含めまして、たつの、太子、また太子町独自のICT教育につきましても、今後十分に研究をさせていただきます、展開できるのであればしていくというような形になるかと思っております。

それから、文化会館の大ホールのカメラでございます。

現在、中ホールのカメラがもう既にデジタルカメラにかわっておりまして、設立当初は大ホール、中ホールともにアナログのカメラが設置されておったわけですが、中ホールは既にデジタルに変換をしておるわけですが、大ホールはまだアナログカメラのままであるということで、この動画を録画するにしても、非常に今のところは使い勝手が悪い。映像につきましても、非常に鮮明度が悪いというような状況でございます。今後、無観客の演奏会でありますとか、町が主催いたします事業でありますとかというのを動画配信するような状態になった場合には、今のカメラでは全く対応できないというような状況でございます。今後、そういう動画配信も視野に入れまして、このカメラをデジタルに変換するという計上をさせていただいているものでございます。

また、歴史資料館で計上しておりますカメラ等でございます。

当初予算でも、その文化財の発掘、またそれらの紹介等については言及をさせていただいたところですが、地元の文化財でありますとか、歴史的な資産を見出せるような、価値のあるような遺産につきましても、このカメラでもって撮影をすることによって、資料館での動画の配信、またそれ以外でのウェブ上での配信等も視野に入れて、このたびカメラ等を購入するということで計上をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 私のほうからは、若干、15ページ、太子消防署の女性の職員の配置等について、念のために補足説明をさせていただきます。

先ほど議員のほうから、来る予定がないのではないかというお話がありましたけれども、配置につきましても、先ほど考え方は部長が述べさせていただいたとおりでございます。西はりま消防組合で、去年試験を受けられ、今年4月から恐らく女性職員2名ほど入ってこられていると思います。本来であれば、半年間、三木の消防学校に参りまして、そこで初任者研修を受けまして、10月から現場につくというような形になっております。このたび太子消防署と佐用消防署で今回このような形で、仮眠室の改修工事を行っております。最終的に、配置につきましても西はりま消防組合で決めることですが、組合の意向といたしましては、まず最初は訓練が終わってから、できるだけ知っている近くのところで現場感覚を積ませてあげたいというよ

うな意向もあるようでございまして、お一人は太子消防署で配置したいというような意向もあるようでございますので、念のために申し添えておきます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 少し答弁いただいてないところも含めて、再度質問させていただきますが、まず提案型協働事業補助金についてですが、事前からあるものに対して、今回コロナに特化したような格好での説明ではございましたけれども、見込みとしてあるのでしょうか。その団体を募集して、そういう団体が、こちら側からお願いをするような格好にはならないかということも思いますが、もし募集をかけて、なかった場合はどうなるのかということの説明をいただきたいと思います。

それと、非接触型体温計ですけれども、客の多いところからという説明でしたけれども、優先順位的に客の多いところというのはどういうところを言ってるのですか。多いところは、そもそも対応、今後の状況にもよりますけれども、どのように活用していくのかなというところで、ちょっともう少し説明を詳しく、優先順位的な部分を説明いただきたいというふうに思います。

それから、シティプロモーション動画製作等業務委託料ですけれども、これについては歴史資料館の説明の部分もそうですけれども、発信をする場所というのは町内外にというふうにはおっしゃってますけれども、どのように、どこが、誰に向けて発信をしていくのかという部分をもう少し説明をいただきたいというふうに思います。

それから、修学旅行のキャンセルですけれども、国からの補助金も入ってるようですけれども、修学旅行があった場合、それは返還するという格好になるのかという部分の説明をお願いいたします。

それから、答えをいただいてなかったのですけれども、保健の先生、大変だと思うのですけれども、そのあたりに対する対応状況はどうなのかということと、あと一点、各教室に1つずつを考えてはいるがということではありましたけれども、くれぐれも学校によってのばらつきがないようにというふうには思うのですが、そのあたりの考え方をいま一度説明いただきたいと思います。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど新型コロナウイルス感染症対策提案型協働事業の募集についてでございますが、実際にどこが手を挙げていただけるかということについては、まだ決まっていない状況にあります。実際に、町のほうとして考えられる事業としましては、宅配とかテイクアウトの支援、オンライン学習動画の作成、終息後の地域イベントの開催などのいろいろな事業を住民の方から提案をいただきたいというところでございます。実際に提案がなかった場合というところでございますが、一度募集をした上で、ない場合の検討についてはまた考えていきたいというふうに思っております。

それと、非接触型の体温計でございますけれども、実際に今なかなか手に入らない状況にありますが、幾らか入った場合の優先順位でございます。実際にその施設を利用される滞在時間等が長いようなところから優先的に配布をしていくような形でやりたいなというふうに考えておるところでございます。特に、高齢者が利用されるような老人福祉施設等についても重要性も感じているところでございます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） シティプロモーション動画製作等業務委託の件でございますが、まず発信の場所というお問い合わせでございましたが、当然町側から発信することになります。実際委

託料になりますので、これから広告、宣伝、そういった業者の方へ入札等をした後、発注をかけていくこととなります。実際作成した動画、著作権は当町が持つこととなりますので、動画サイトというのですか、そちらとかSNSとかに発信できればと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 私のほうから何点かお答えをさせていただきます。

修学旅行につきましては、現在、小学校については奈良、京都、中学校については東京というのが基本なのですが、現在保護者へのアンケートあるいは児童・生徒へのアンケートをとりながら、行き先、宿泊等々学校のほうで調整をしております。教育委員会としても、修学旅行だけは行かせてやりたいという基本の中で、もしキャンセル料が生じたときに、特に企画料とか何かそういう形で要求が、旅行会社とも聞いております。それを出すときに、個人に負担というのもしあったらかなわないので、今回このような形で計上をさせていただいております。ただし、キャンセル料が出なければ、これは全て返却ということに考えております。これが出ない方向で努力はしたいと思っております。

2点目、保健の先生ですけれども、この3月以降、コロナウイルス関係で毎週のように臨時の校園長会を開いております。その関係で、一定の保健の先生に負担が過剰にならないようにということで、養護は養護部会を開いて、いろいろな要望も聞いております。それから、給食センターも関係者が集まっていたりして要望も聞いております。事務職員も、事務職員部会としていろんな要望を聞いております。要は、それぞれの校園長会だけじゃなくて、そういういろんな立場におられる方に集まっていたりして、要望とかこういういろんな困っておられることとかも把握をしながら対応しておりますので、養護の先生1人が1人で消毒するとか、そういうことじゃなくて、現在では学校の全教職員で分担をしながら、学校が終わったら消毒をしているというようなことで、特別に養護の先生のところ負担が行かない、過剰にならない、そういう配慮は常にしておりますし、今後もしていきたいと思っております。

最後に、学級の消毒液の関係ですけれども、前も申し上げましたように、次亜塩素酸水を全教室に配置を、寄贈もいただいたということで、配置をしておりましたけれども、急遽それを控えたほうがよいという指示がありましたので、全部入れかえをしまして、現在はオスパンのほうで、それしか今在庫がないので、今ある在庫で対応をしております。常に学級格差等が出ないように、全教室には基本的には配置をします。

そして、次長も申し上げましたように、感染症予防というのはやはり手洗いというのが大前提ですので、学校へ来たら検温、家で検温もしておりますし、そして来たらすぐに手を洗う、そういう習慣をつけて教室に入るということで、学校にウイルスを持ち込ませないということで、校園長会でも周知の徹底もしておりますので、以上、御意見も踏まえながら適切に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） この修学旅行のキャンセルの補助金に対します国の補助金でございますが、ここで国の補助金を充当しておりますのは、地方創生臨時交付金でございます。今教育長が申し上げましたとおり、このキャンセル料が発生しないという状況を目指しているわけですが、万が一発生しましたら、ここで支出をするのですけれども、この地方創生臨時交付金につきましてはかなり機動的に活用できますので、当座はここで充当はさせていただいておりますが、ここでそこまで使用してなかったということであれば、他の事業にまた充当をするというよ

うなことになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほどの非接触型の体温計、43本の配布の数でございますが、保健福祉会館に3本、庁舎内の備蓄用として10本、または庁舎の内部で活用するものでございます、10本でございます。あと社会教育事業としまして3本、交流館5本、南総合センターに2本ということで、社会教育施設として10本購入します。文化施設でございますが、文化会館で4本、各公民館1本ずつで4本、図書館1本、歴史資料館1本で、全部で10本でございます。あと体育館に5本、陸上競技場に5本、全部で43本を購入する予定でございます。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 最後の総務部長の答弁ですけれども、非接触型の体温計は備蓄用を置くのですか。備蓄なんかせずに、体温計はどんどん使ったほうがいいと思うのですが、備蓄するんだったら備蓄する理由は何ですか。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 本来、各施設で利用していただくほうがいいのですが、実際に避難所等の開設等で利用するために備蓄するものでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

出原賢治議員。

○出原賢治議員 今回の一般会計補正予算（第2号）、予算書の4ページに歳入の総括がございますけれども、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る補正ということですが、歳入のほうでは国庫支出金の中に公立学校の情報機器整備補助金も入っておりますので、非常に何と申しますか、わかりにくくなっておりますから、ちょっと今から申し上げることで私の認識で合ってるかどうか、まず確認したいと。予算全体についてお伺いします。

国庫支出金は、地方創生臨時交付金が5月の臨時議会で使った分の残りの9,625万7,000円、それから公立学校情報機器整備補助金が9,756万円、これで合計して1億9,381万円となっておりますけれども、それからまちのほうから財調の繰入金金が1億3,800万円と。この3項目で合計3億3,187万円となりまして、これで歳入の補正総額3億4,000万円のうちの約97%になると。だから、その3項目がほぼ歳入の主なものであって、そして次に歳出ですけれども、小・中学校へのタブレットの配備に関する事業、これが一番大きくて、小・中学校合わせまして2億5,312万円。そのうちの、国とか県からの補助金が1億1,900万円となっておりますけれども、先に述べた情報機器整備費補助金が9,756万円ですので、残りの約2,000万円は臨時交付金から充当してるという理解でよろしいでしょうか。

そして、臨時交付金の使い道としては、次に水道基本料金の4カ月減免の4,200万円、これが大きくて、この小学校のやつと水道料金でほぼ63%。それ以外の事業としては、各所へのマスクとか体温計、防災設備等の購入ですね、備蓄。それから、まち・ひと応援花かざり事業とか動画作成、歴史とか観光目的の動画作成とかその機材購入。それから、学校教育の休校対策、そういったものを含めてトータル9,600万円と、そういったような仕組みになっているということよろしいでしょうか。

まちからの財調からの繰入金は、1億3,580万円となっておりますけど、これは小・中学校へのタブレット配備に係るまちの支出、これが1億3,580万円ですから、ほぼ財調からの繰入金が相当しているという、そういう見方でよろしいでしょうか。

以上が予算全体についてのちょっと確認です。

それから次、個別の事業についてですが、提案型、予算書11ページ、目11の自治振興費の提案型協働事業補助金追加、これについては当初予算では20万円、2団体というふうに記憶しておりますが、今の話で30万円掛ける2団体ということですが、そういっためどというのは正直あるかどうかということをお伺いいたします。

それから次に、あと2点聞きます。

款3民生費、項2児童福祉費、目9放課後児童健全育成事業費、節13委託料、放課後児童健全育成事業委託料、予算書13ページですけど、これは説明では民間業者の事業撤退によりということだったと思うのですが、撤退した事業者に従来支払っていた補助金が554万9,000円ということで、これが減額。しかし、今年度はその事業を継続してもらうために、委託料の919万円が追加になった。差し引き364万円の追加になったと、そういうことでしょうか。その同じ目の中にある、節14使用料及び賃借料、太田学童保育園建物等借料、これもこの撤退した事業者にかかわるものでしょうか。もし、この事業者が今後撤退した場合、まちとして新たな場を探す必要があるのかということもあわせてお伺いします。

それから、最後3点目として、学習用タブレットの設定委託料についてお伺いします。予算書の17ページですけど、これ小学校費と中学校と一緒にすけれども、小学校のほうで話をしますと、タブレットの購入台数は計2,297台ということでございまして、これで計算しますと、機器の購入費が1台当たり4万5,000円、初期設定の委託料が1万2,100円で、フィルタリングの委託料が1万6,911円となっております。これは、機器が4,500円に対してちょっといささか高いのじゃないかというふうに感じるのですが、その点についてはいかがでしょうか。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、提案型協働事業のことにつきまして、今現在住民が新型コロナウイルス感染症でどのような影響を受けているか、事業者の方に対して、住民の方に対して、住民が中心となって支援することを考えるという意味で今回の提案事業を上げさせていただいているものでございます。実際に、その住民から意見を聞く上で、どのような事業が提案されるかというのは、今のところはまだ明確にはなっておりませんが、何らかの形で出るものだというふうに考えております。

○議長（藤澤元之介） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） この補正予算に係る財源更正のお話、最初に御質問いただきました件についてお答えいたします。

確かに、議員がおっしゃられますように、タブレット購入、導入事業につきまして約2億5,500万円の事業費がございまして、こちらに2億1,075万7,000円という金額を臨時交付金で措置しております。また、端末機の購入費に国庫補助金が9,756万円つきまして、この事業につきましては一般財源が1億3,580万5,000円ということになりますので、おおむね財政調整基金の繰入額の大半がこの一般財源に相当する額で間違いのないものでございます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 私からは、放課後児童健全育成事業委託料関係についてお答えをさせていただきます。

まず、こちら学童保育園の関係になるのでございますけれども、太田でNPO法人が学童保育園を今年度も運営をされておられましたけれども、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に伴いまして、小学校が臨時休業となったことによりまして、学童のほうは朝から保育が実際には行

われたということで、こちらの法人も負担が人員的にも増大した。その後、また緊急事態宣言が発令されましたので、いわゆる登園自粛というような形で町もお願いしましたので、これまで月幾らという形でございましたけれども、自粛をしていただいた方につきましては日割り計算をさせていただくという形になりますので、収入も減少するという形でございました。こちらのNPO法人の、もともと事業をやっておられました野外活動を主にやっておられたのですけれども、そちらのほうもこのコロナの関係で、実際の事業の再開のめどが立たないということで、法人としての事業の経営が非常に困難な状態であるということで、4月30日付で、5月いっぱいをもって法人として学童保育を運営してきたものが、このコロナの影響で5月末をもって学童を閉園したいと申し出がございました。6月以降、こちらには42名の学童の子供たちが通っておったのですけれども、6月以降、その法人が事業を継続できないという形でございまして、町でも学童をやっておりますけれども、そちらの法人につきましては、いわゆる野外活動を中心とした学童を中心としてやっておられましたけど、町の学童として直営でやっていこうというような形で、この6月以降、町としても対処をさせていただいた。その事業委託料、10カ月分になるのですけれども、そちらの6月以降3月までの分の予算を9,198万円、計上をさせていただいております。

先ほど御質問ありましたように、補助金の減額、554万9,000円減額しております。こちらは、そちらのNPO法人に対して当初予算で補助金として支払う予定をしておりました金額を減額したものでございます。ただ、歳入を見ていただきますと、7ページでございますけれども、国庫それから県費で、国庫ですと児童福祉費補助金で45万6,000円補助金追加、それから県も同じく45万6,000円の追加予算を上げさせていただいております。こちらは、先ほど申し上げました新型コロナウイルスの関係で、国、それから県から非常に臨時休業によりまして午前中から開園するというので、新たに人の関係、あるいは支援の必要な子供たちの受け入れ等、非常に学童も負担が大きいということで、国、県からの補助金が新たに追加されて、こちらも歳入として上がっております。

それから、7ページの一番上ですけれども、民生費負担金で、保護者の負担金を追加させていただいております。こちらは、もともとNPO法人もそちらのほう、保護者の負担金も込みで運営されておりましたけれども、今度は直営でさせていただくということで、こちらの歳入、町から計上させていただいて、実際的にはこれまでNPO法人がやっておられたものじゃなくて、町の学童というような形のものです、実際にはそちらの事業が引き続き難しいということでございましたけれども、町としまして今太田の学童がいっぱい状態でございますので、使用料及び賃借料で、建物の借料、今までお使いになられていたところを、町が直営でやるということで、10カ月分の建物、188平米あるのですけれども、そちらは町が直接お支払いさせていただく。それから、駐車場、保護者の送迎用にお借りになられたもの、こちら町が場所、それからそういったものについては222万円計上させていただいて、町で負担をさせていただくという形でございます。

マイナスの減額につきましては、当初予算からの減額という形になりますので、委託料よりは少ない減額でございますけれども、入ってくる分、当初予算に計上しておりませんでしたので、事業的には建物あるいは駐車料金は町で追加の負担という形になりますけれども、事業的にはそういった形で、途中でそういった形の別の支援となるということも、子供たちにはちょっとよくないということで、一旦は閉園するのですけれども、町の運営に沿って、引き続き運営をやっていただくというお話になりましたので、引き続き、そのNPO法人に6月以降もお願いして、町の学童として新たなスタートを切らせていただいたというような形で運営のほうをさせていただく予算のほうを計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 学習用端末の設定費用の件でございます。

このタブレットを含みます端末の調達経費につきましては、県の共同購入ということで、県の入札によって購入をするわけですが、この後、その初期設定でありますとかフィルタリングの設定につきましては、この費用の中には入っておりませんで、町で設定をするわけなのですけれども、これらにつきましても参考的に見積もりをとっております、その経費を計上させていただきます。以上でございます。

フィルタリングの設定につきましては、これは非常時に家庭のほうにこの端末を、児童・生徒が家庭でもっての操作をするということを前提に、のべつ幕なくこの端末に接続するというようなことがないように、その学習に限った接続ということを前提に、このフィルタリングソフトを設定しまして、この委託料ということでこのたび計上をさせていただいているものでございます。全て見積もりをとっておりますけれども、参考的にとっておるということで、当然この設定の委託につきましては、競争の原理を働かせて契約をするということになるものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 予算全体については、要するに、今回臨時交付金を使った町の施策としては、主には学校園へのタブレット導入ということに対する補助、それから水道料減免、この2つが大きくて、あと以下上げたような施策があるということを確認したかったので、質問させていただいたわけです。多分、そういうことでいいんだろうと思います。

それから、放課後児童健全育成事業についてなのですが、確認ですが、撤退された事業者さんが継続されるその施設を借りるというのが、今回上がっている二百何万円ということですね。さらに質問ですが、その撤退される事業者さん、来年度以降も続けられるのかどうか。それがだめな場合は、町で何か施策を考えるのかということについて説明を求めます。

それから、学習タブレットについてですが、機器については国の補助があると。先ほど言われた設定の委託料については町からということでしたが、そうしますと、特にフィルタリングに関しては、これは町の独自の考えとしてやってることなのか、兵庫県全体として一律に足並みをそろえてやってることなのか、その点について御説明をお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） おっしゃられたように、もともとそのNPO法人が使っておられた場所を、町が同じ場所に対して借料をお支払いするという形でございます。引き続き、町の事業としてやっていただくのですけれども、一応今年度いっぱい頑張っておっていただくというようにお願いしておりますので、来年度についてはまた町直営で新たに考えていくという、町として事業を行っていくという形になろうかと思っております。

最初に申し上げましたように、新型コロナの関係で、学童も臨時休業を朝から夜までという形で、そのほかの直営の各学校の学童につきましても、人の関係、配置の関係でいろいろと支援員あるいは補助員の不足の中で、現場では一生懸命やっております。来年につきましても、これからしっかりと学童事業がスムーズに行くように、今年度また、来年度に向けて引き続き考えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 学習用の端末のフィルタリングの関係でございます。

兵庫県で完全に足並みがそろっておるかとお申しますと、決してそうではございません。先ほども申し上げましたとおり、非常時に家庭にこの端末を持って帰って、御家庭でもってオンラインでもって授業をするというようなことを想定しますと、このフィルタリングの設定をする必要があるということでございます。先ほども言いましたように、子供にとって有害なサイトにつながるというようなことを防ぐということでもって、このフィルタリングソフトを導入して、このフィルタリングを設定するということになるわけなのですけれども、家庭に持って帰らないということになりますと、これは必要ないということになるのですけれども、先ほども言いましたように、県下全てこのような考え方もって足並みがそろっているかという、決してそうとも言い切れないというところでございます。

一般質問でもお答えしましたとおり、家庭でこのオンライン授業に近いような形で使用することになりますと、これ以外にも家庭でのW i - F i 環境を整える必要があると。使い放題にならないように、なっておらない家庭もでございます。モバイルルーターを今後貸し出すというようなことも視野に入れて、今後の補正でもってそれも計上するというようなことに、今のところ考えておるところでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 じゃあ最後に、今のタブレットの初期設定の委託料について、フィルタリングも含めて、若干高いなというふうに思ったのですが、町の考えとしてきっちりとした位置づけを持ってやるのであれば、ぜひ積極的に町独自の策として進めていただいているのではないかなど私は思いますので、今は説明していただいたことで、今後のポストコロナ社会に向けた対応としてのことだろうということと理解いたしますので、それでいいと思います。

それから、予算全体についてですが、今回は国の第1次補正予算に対応するということで出されてきておりますが、今後また第2次の補正予算の中に地方創生補助金、今度は2兆円規模という話も出ております。きょうから国会審議かと思えますけれども、今回は予算の限られた中で立てられた予算だと思えますけれども、今後また次の補正予算というのはどのような計画で考えておられるか、その点について最後お聞きしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） まず、国の1次補正の関係で、当町にはこのたびの交付金が1億2,582万8,000円があって、5月臨時議会で、そのうち県との協調での支援金とか、保証料の関係とかを出ささせていただいて、残りの分の9,625万7,000円の分を大宗が、先ほど議員言われた水道料金とタブレットの関係で出ささせていただいております。ですから、次、きょうから審議入りしておりますけれども、地方創生の2兆円の分が果たして満額というか、1兆円来た分の同じ額だけが、当時は1億2,000万円だったので、それが2億円ほど来るのかというたら、なかなかそれは厳しいのかなと思います。当初の1兆円の分の計算式で行きますと、当時のそれぞれの緊急事態宣言が出た当初の7都道府県なり、そのままの警戒区域での地域に非常に手厚く交付金が来るような形の計算式になっております。先般の全国知事会と西村大臣とのやりとりを聞いていますと、リーマン・ショック級以上ということなので、リーマン・ショックのときにもこういうふうな臨時交付金がありました。それぞれの1,800以上になります市町のほうに、そのときも臨時交付金が出てるのですけれども、そのときのそれぞれの市町村に対して、リーマン・ショックの際の臨時交付金以上をそれぞれの市町に出すというようなお話をされておりますので、当時の太子町の交付金、リーマン・ショックの際におけるこちらでいただいた分が7,000万円ちょっとというような金額でございましたが、それ以上のものが既にこの町には来ているような状況でござ



いますので、果たしてどれだけこの町に、残りあと振っていただけるのかなというのも、非常に不透明なところがございます。その中で、相応のものが来ましたら、国でまず空き家の対策とかいろいろな対策、学校の学生の対策とか、いろいろ国でされますので、その分の、今回も1次の分での考え方としまして、ニッチじゃないですが、すき間というか漏れた部分、利子補給にしてもそうですし、そういうところでなかなか国で手厚くされていない部分というようなところを、町でまた引き続き対応してまいりたいと思っておりますのでございます。

先ほどのタブレットにつきましても、フィルタリングの考え方は教育委員会が申し上げたとおりでございます。その関係で若干詳細のところを申し上げておきますと、フィルタリングだけの税抜き金額でございましたら、1万6,000円ほどがフィルタリングでかかっているようなところでございます。また、税込みで議員がおっしゃられた1万2,100円でございますけれども、初期設定1本ではございません。初期設定でも3本全部でなっております。それぞれのキットインストール作業が6,050円で、2次送料ということで、それぞれ県で入札をかけてこっちに持ってきていただくのですが、太子町からそれぞれ学校園に持っていく送料が1,650円と、あと現場での設定ですね。学校園でそれぞれの設定をします。それに3,300円かかりまして、合計で1万1,000円、それに税が行きますので1万2,100円ということでございます。フィルタリングのほうで税抜きで1万5,246円でございますので、そのあたり先ほどの考えを持ちまして、きちっとしたことをやっていきたいと思っておりますし、まだなかなか全国でも、先ほど次長も申し上げましたけれども、ルーター等々、Wi-Fiの環境もなかなか、実際使い放題の御家庭があるのですけれども、今回また実際こういうことで、皆さんテレワークということで、お父さん、お母さんが家で仕事をする。子供も家で使う。家で3台、4台、5台と使うと、本当に容量を超えてしまって動かなくなるというようなところも現象が起こっておりますので、実際、環境にない方もそうなのですが、今使える環境であっても、容量自身がそしたら何台までいけるのかということも、それぞれ課題にもなっているところでございます。それをどこまで補填していくのかということで、なかなか厳しい状況もありますので、その辺また研究しながら進めてまいりたいと思っておりますので、御理解賜りたいと存じます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

中島貞次議員。

○中島貞次議員 地方創生臨時交付金9,625万7,000円の歳出における内訳を教えてください。一部当然足らない分は、臨時財政調整基金によって賄われると思いますが、いろいろ計算しても頭がこんがらがらただけで、これ説明を受けたほうがええかなと思って、臨時交付金の内訳、何にそれぞれ使ったのかを説明願います。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、10ページをごらんください。

10ページの国県支出金のところでございます。まず、款2総務費、項1総務管理費のところでございますが、これにつきましては、国県支出金のところの全てのものが臨時交付金となっております。110万8,000円でございます。

次に、款3民生費の項1社会福祉費、これも老人福祉費、障害者福祉費の両方ともが臨時交付金に当たります。96万3,000円でございます。

次のページをごらんください。

12ページの款3民生費、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費の173万3,000円と、その下の目9放課後児童健全育成事業費につきましては、保育料等システムデータ処理業務委託料の82万5,000円が臨時交付金の額に充てております。

次に、款4衛生費でございます。衛生費につきましては、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費の4,214万3,000円が臨時交付金です。次の目2予防費の178万6,000円、この2つが臨時交付金に当たるところでございます。

次に、款6農林水産業費の80万円、項1農業費、目6緑化推進費の80万円が臨時交付金に当たるところでございます。

次めくっていただきまして、14ページの款7商工費、項1商工費の目2観光費120万円、これは全てでございます。

次に、款9消防費、項1消防費でございます。目4災害対策費の1,288万4,000円が臨時交付金でございます。

次に、款10の教育費でございます。項1教育総務費、目3教育振興費245万円のうち169万4,000円、節19負担金・補助及び交付金、修学旅行キャンセル料等の補助金でございます。

次、16ページをお願いします。

16ページの款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費282万4,000円のうち245万8,000円が臨時交付金でございます。

次に、目2教育振興費7,952万3,000円のうち1,449万8,000円が臨時交付金でございます。

次に、項3中学校費でございます。中学校費、目1学校管理費の36万4,000円のうち18万2,000円が臨時交付金でございます。

次に、目2教育振興費3,979万4,000円のうち725万9,000円が臨時交付金でございます。

次に、18ページをお願いします。

18ページの項5社会教育費、これにつきましては全てが臨時交付金でございます。616万円でございます。

次に、項6保健体育費でございます。これにつきましても全てが臨時交付金でございます。56万4,000円でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 15ページのところで、防災資機材購入費913万円出ております。一般質問でもお聞きをいたしましたけれども、全体について、ダンボールベッドは200ですけれども、それ以外のものでこれに使われた備品をお願いいたします。

それと、15ページの項1教育総務費、目3教育振興費、節8報償費のところで、放課後学習指導員の謝礼がございますが、若干説明がありましたけれども、再度の説明をお願いいたします。

それと、19ページのところで、款10教育費、項5社会教育費、目6図書館費が財源更正をされております。コロナの関係で、返却ポストがその90万円を支出金に振りかえたということですが、もうこの返却ポストは設置をされたのでしょうか。また、まだされてなかったらいつごろ設置をされるのかについてお願いをいたします。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、15ページの防災資材購入費の913万円でございますが、これにつきましては簡易間仕切りのほうを600買わせていただきまして、726万円を予定しております。それと、組み立て式のダンボールベッド、200セット187万円でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 教育長。

○教育長（沖汐守彦） 学習指導員配置事業につきましては、趣旨としましては新型コロナ感染

症による臨時休業に伴う未指導分の補習とか、あるいは子に応じた指導の充実のために、学習指導員を配置するというものでございます。これにつきましては、急に学習指導で外部の教員免許を持った方が入っていただいで指導するというのは、基本的には難しい状況がございます。そのために、本町におきましては小学校1年生で小1プロブレムということで、従来から指導員を配置しております。中学校には、放課後学習指導員ということで、放課後に学習で先生のOBなどを使っていただいでしております。そのように、従来学校に入っていただいで、子供たちに指導をしていただいでる先生の時間数を増やすことで、今まで臨時休業で、まだ学習が不十分であった、あるいはこの長期休業で学力格差、子に応じた指導が不十分であったところを、学校OBの先生方、従来入っている先生方に入っていただいで補充をしようとするものであります。この事業は、1日2時間で週3日入っていただいで、6月から7月末までの9週間ということで予算計上をしております。

以上であります。

○議長（藤澤元之介） 教育次長。

○教育次長（栄藤雅雄） 図書館の返却ポストでございます。

この工事費につきましては、当初予算でもって計上をさせていただいて御議決いただいでおります。既に契約が5月29日に契約をしております、今準備工に入っておるところでございます。具体的に、工事としましては7月に入って、工期自体は8月31日までということで設定はさせていただいておるのですけれども、具体的に7月に入りまして工事を行いまして、7月中にはほぼ完成するのではないかという、今は見通しを持っておるところでございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 先の臨時会で、今回6月補正においてはいろいろコロナウイルスの感染拡大の影響についての施策がいろいろと提案されるものと。そういうような発言も一部あったかなというふうに思いますが、そのように私も思っておりましたが、いかんせん私のほうには期待するようなものが見当たらない。

1つ考え方としてお伺いしたいのは、国の行っております中小企業、小規模事業者に対する持続化給付金等に関するものですが、これに該当しない町内の飲食業者等がありますね。そういった声もお聞きしております。そうした方々への施策として、例えば太子町においてクーポン等のものは考えられ得る話なので、こういったことをどのように考えておられますか。お願いしていいですか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 実際、今回1次補正、2次補正につきましては、持続化給付金、国がいろいろ考えていらっしゃいます。今度国の2次補正では、家賃の補助とか、またいろんなものの2次補正で審議が始まろうとしているところでございます。その国の1次補正について、今回5月、この6月と提案を、町で考えられる事業、町の財政を考慮しての考えられる事業、町民の生活支援、それから経済支援、事業支援、これらができるもので一番いいものは何かということで選択をさせていただきました。今おっしゃられた事業についても考慮しております。それを選択しなかったということでございます。今後、国の2次補正の詳細がわかってきます。幾ら地方創生臨時交付金が当町に来るのがある程度わかりましたら、また再度どういった事業、もう既にある程度の下案はありますが、そういったものがどういった形になるのか、それはまたこれからということで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（藤澤元之介） 暫時休憩します。

(休憩 午前11時35分)

(再開 午前11時36分)

○議長（藤澤元之介） 再開します。

福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 これ最後の質問ということにいたします。

今も飲食業者等に対するクーポンの話ですけれども、各市町ではクーポン等で対応されております。どうしても持続化給付金に該当しない、前年の同月比に対して50%以上、どうしてもそこまで行かない30%、40%、非常に今厳しい状況だということ、それを申し上げておきます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 水道料金の減免の件なのですけれども、ちょっと私の解釈が間違っていたら指摘していただけたらいいのですが、4カ月分の基本料金部分を減免するというので、約4,200万円ということなのですけれども、これ大体1世帯当たり直すと4,000円弱ぐらいになるかと思うのですけど、1つの考え方としてですけど、余り考え方を述べたらあかんということなので、ちょっと言い方を考えるのですけど、町民の方に対して真水の対策といいますか、で出すのか、それとも今回この基本料金の減免ということになりますけれども、実際県水、ここちょっと解釈を教えてくださいなのですが、県水は減免されるわけですから、基本料金丸々水道料金のほうに行くと、かえって利益が出てしまうんじゃないかと思うのですけれども、そのあたりの考え方と、今回それも含めた補正予算全体を通しまして、今回地方創生臨時交付金について、各事業を割り振っていたと思うのですけれども、そのあたり全体の、今回これで行くんだというふうな方向づけをされた考え方だけお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 私のほうからは、水道の基本料金の4カ月の減免の話をさせていただきます。

まず、基本料金の4カ月分は5,742万円になります。そこから県営水道に参加している、構成している市町が県の企業庁のほうが、もし市町が減免するなら3カ月分については県で、もう減免しますということがございました。その差し引きが一般会計からの繰り出しということで、4,204万3,000円となっております。当然これについては、一般家庭の生活支援、事業用の支援、これらに合致するものでありますし、交付金にも合致するという、最終的にそういう国の方針等も出ておりますので、今回採用させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 今回のコロナ対策についてでございますけれども、副町長申しましたように、実際に国が行われる施策に補足した形での施策もございしますが、各所属から提案をしまして、各分野ごとに中小企業への支援、今後の感染拡大への備え、子育て世代への支援、生活支援、公共施設での感染防止、内定取り消し者、離職者への対応という形で、各分野に分けていろいろな施策を広げていったものでございます。

○議長（藤澤元之介） 松浦崇志議員。

○松浦崇志議員 水道料金の件は承知いたしました。あと、各事業の割り振りについても今確認できましたので、それは議決後は速やかに進めていただきたいなというふうに思います。

あと、最後一点なのですけど、ここの補正予算にのってきてないの、逆に確認なのですけど

ど、当初3月議会のときに、のびすく事業の補正予算が6月に上程されるというふうなお話があったのですが、ここに上がってきてないのですけれども、またそれが延期するというようなことだけが資料で配付だけされてまして、ちょっと報告を受けてないのですけど、それだけちょっと疑問やったのですけれども。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） のびすくの事業につきましては、現在用途変更等の申請のほうをさせていただいております。3月の段階で必要な予算があれば、10月に向けてという形で御答弁のほうをさせていただいておりますけれども、事業のほう、若干スケジュール感、私どもも急いでやっておりますのでございますけれども、次回9月議会に補正予算等を準備して御提案できるように、今進めているところでございますので、御了承いただければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第42号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

（休憩 午前11時43分）

（再開 午前11時44分）

○議長（藤澤元之介） 再開をいたします。

~~~~~

日程第2 議案第43号 令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第2、議案第43号令和2年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 この水道の関係では、一般会計のほうでも繰り出しが出ておりましたので、若干その上乘せという形で聞かせていただきます。

このたび地域経済や家計への影響に対応するため、県水については5月1日付で市町が水道料金の減免を行う場合、県水の3カ月分を上限として免除をするという通知が早々とお出されてお

ました。それについて、町民のほうからは、やっぱり太子町は発表がかなり遅いな、決めるのが遅いなというふうな意見をいただきました。もう既に5月1日時点で、加古川市、姫路市も決め、また赤穂市、福崎町と続々とこの水道料金の減免をしていく中、今から考えますと、5月の臨時会上げられていたのではないのでしょうか。先ほど検討を2カ月、4カ月、6カ月としていたということですが、これはすぐに計算できることでございますし、その時点では第1次補正も9,000万円からありましたので、のせられたのではないのでしょうか。町民からは、かなり遅い、するなら早くやってくれという声を聞いておりますので、そこら辺の事務の順序、どういふふうな考えでこんなに遅くなったのかということをお聞きします。

それと、今回の対象戸数ですね、当初予算のほうにも件数が載っておりますけれども、何日現在の対象戸数になるのか。それと、基本料金は10立米900円とありますけれども、この解釈でいいか。4カ月3,600円、1件当たり、そういうことで理解をしていいか。それと、今後町民の方へのお知らせをする必要があると思います。水道料金が今後どういう形で減免をされるのか。当然、奇数月、偶数月で分かれておりますので、それについても町民に説明をする必要があると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 県から5月1日付で3カ月の減免を行うという通知がございました。他の市町では、それよりも早く、またそれ以降も速やかに出されているのは私どもも承知しております。今それらの処置をとれる市町は、当然水道事業会計が潤っている市町でございます。当町の今のキャッシュフローの残を見ますと、もしこういった形で国の緊急補助、地方創生交付金等を活用できないとなりますと、数年で料金改定をすぐにお願いをせざるを得ない状況であることは、御了解いただきたいと思っております。今回、地方創生臨時交付金を使って市町が減免、一般会計から補助したのものについても、臨時交付金の対象としますというのが来たのが5月10日前後だったと思っております。5月の臨時会には間に合いません。今回提案をさせていただいたものでございます。それが1点と、1万4,500戸のいつ現在かということですが、4月末現在を想定して計算をさせていただいております。

3点目、4カ月、これは一般家庭にしましても、事業用にしましても、税込みで3,960円になります。4,000円弱の減免となります。

最後、周知の方法でございます。当然、7月の町の広報、まずこの御議決をいただいた後になりますが、7月の町の広報紙、それからホームページでお知らせします。プラス、本来チラシ等も考えたのですが、なかなかプログラム等の変更もいろいろありまして、今考えてますが、水道使用量等のお知らせというのが、ハンディの水量の検針員さんがこういう小さいメモ用紙みたいなやつをそこへ、多分郵便受けのほうに入れていただいていると思っておりますが、その中へ「合計金額は水道基本料金を0円とした金額です。コロナの影響により4カ月分減免します」という文章を入れさせていただいてお知らせをしようと思っております。ちょっとチラシ等につきましては、なかなか手作業というのですか、また余計な費用も出てまいりますので、そちらでお知らせをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 町民から、遅いということで、今理由をお聞きしましたけれども、こういう内部の事情は町民は全然わかりません。新聞等でやっぱりいち早くされてるところを見て、太子町は何で遅いんやということで、いろいろな御意見をいただきます。今後、この減免については議決がなった場合にはされるのですけれども、基本料金、10立米900円ということは、消費税込み

の990円が1カ月に減免をされるという理解で、今わかりました。今後、しっかりと町民にもお知らせをしていただきながら、国では第2次の補正予算が今国会で、きょうでしたか、される予定です。閣議決定はされておりますけれども、これについてもほかの議員からもありましたけれども、やはり困窮者、生活に困っている事業者、その方たちにいち早く手だてをするために、臨時会を開いてでもそういう方向性が決まりましたら、こちらにも提示をしていただきながら、この太子町民、本当にコロナ倒産とかコロナで何かになるというふうなことがない施策の進め方をぜひともしていただきたいと申し上げておきます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

清原良典議員。

○清原良典議員 1日目の説明のときに、水道のメーター、交換の募集をしたが、この業務に、うまいこといかなんだわけやね。ほんで職員が今からやっていくという説明やったと思うのですが、誰に、これ業者さんに、素人では無理やから、こんなことが過去にもあったんか。ほんで、今から職員がやるにしても、いつまでもそんなことばかりしとられへんやろうし、受けられへんということは相当利益にもならへんから受けてないんかなと思うのですが、その辺、原因もわかるとののですか。その辺、今後どのようにしていくんか、説明を求めます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（森川 勝） 今回会計年度任用職員で応募をかけまして、2月に2名の面接をさせていただいています。なおかつ、4月にも別の方2名の面接をさせていただきましたが、雇用には至らず、今回のような補正を計上させていただくようになってしまいました。実際、去年も実際こういう形で補正で、直営ではなくて委託で上げさせていただきました。今回も、直営ではなくて、13ミリだけは町の検針員、20ミリ、それ以上の分については、もう当初予算から委託で計上をさせていただいておりますが、今回のこの補正によりまして、全てを委託でやらせていただきたいと。要するに、検針員が雇えませんでしたので、そういう形になります。問題は何かと言われますと、なかなか私どもが、この方なら大丈夫だと、当然検針員さん、水道メーターの交換だけでは違まして、そのお客様ごとにいろんな御意見なり、こういった場合どないなるんやろうとか御質問をいただきます。そういった町民の方への言動というのですか、ちゃんとお答えができるかどうか面接の1つになっておりますので、ちょっとそれに要件が合致しなかったということでございます。今後につきましては、できる限り会計年度職員の任用を図ってまいりたいと思っておりますが、この調子がこのまま続きますと、もう委託へお願いするしかないかなとは思っております。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第43号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

(全員賛成)

○議長(藤澤元之介) 全員賛成です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時56分)

(再開 午前11時56分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第3 議案第44号 太子町税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第3、議案第44号太子町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第44号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり総務経済建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号は総務経済建設常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩をいたします。

(休憩 午前11時58分)

(再開 午前11時58分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第4 議案第45号 太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第4、議案第45号太子町手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これにおける太子町は影響を、どのような状況を受けるのかということと、見込みについて説明を求めます。

○議長(藤澤元之介) 町民課長。

○町民課長(杉原勝由) 通知カードの再交付でございますが、この実績でございますが、令和元年度は197枚、これ手数料が1枚当たり500円でございますので、9万8,500円。それから、平成30年度が225枚で11万2,500円ということでございます。このたび5月25日を期日として、国から通知カードを廃止するというところでありますので、それに従いまして、再交付はもう行わない

ということになりました。でありますから、今実績としましては5月24日までは今年度は11枚の再交付がございました。ですので、5,500円ということでございます。ですので、大体差し引きまして9万5,000円から10万円前後影響があったというような回答をさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（三木孝秀） 補足説明をさせていただきます。

この通知カードの再交付の500円につきましては、これは実費でございまして、町のほうで徴収はさせていただいてますけれども、このカードの発行自体は地方公共団体、J-L I Sのほうでしておりますので、その分手数料としていただいた分は、町のほうからそのJ-L I Sのほうにそのままお支払いをしていたということになりますので、金銭的なプラス・マイナスで入はしてましたけど、その分J-L I Sのほうに実費としてお支払いしておりましたので、お金的には特に影響のほうはないという補足説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 個人番号の通知カードが廃止されることで、住民にとってその内容、全部の周知というのは行き届くかどうか、そちらの御対応によるのでしょうかけれども、そのあたりの、住民側はこれからこのカードの対応における影響をどのようにお考えですか。

○議長（藤澤元之介） 町民課長。

○町民課長（杉原勝由） まず、周知におきましては「広報たいし」6月号のほうに掲載させていただくと同時に、ホームページのほうも載せさせていただいております。それから、通知カードが廃止となりますが、みなし規定がありまして、券面の住所、氏名等変更がない限りにおいては、しばらく当面の間はそのまま、番号を確かめるというものについては可能であるということなことであります。今回のこの通知カードの廃止の趣旨というのは、あくまでも国は、もう通知カードではなく個人番号カードへ早く切りかえていただきたいという旨の改正でございますので、その趣旨からいいますと、私どものほうも個人番号カードを早く皆さんつくっていただきたいというふうに思っているところであります。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第45号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第46号 太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第5、議案第46号太子町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第46号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第46号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩をします。

(休憩 午後0時04分)

(再開 午後0時05分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第6 議案第47号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第6、議案第47号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第47号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

**日程第7 議案第48号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長(藤澤元之介) 日程第7、議案第48号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第49号 太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第8、議案第49号太子町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回の議案第49号ですけれども、改正内容に「中核市の長が行う研修を修了した者」が追加されることになりました。この条例の趣旨、それと県内でいう中核市について説明をお願いします。

○議長(藤澤元之介) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(北 陽一郎) このたびの改正につきましては、昨年度に指定都市が追加される改正に引き続きまして、このたび中核市会からの要望に基づいて改正が行われることとなりました。

中核市の状況というのが、それぞれの中核市において今後研修を予定されるという形になるのですが、今年度におきましては県から特にまだ研修についての、コロナの関係で多少、今年度とありあえず中止になって、今後調整を行っているということを知っております。

以上です。

(井村淳子議員「県内の中核市」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 副町長。

○副町長(名倉嗣朗) 県内中核市でございますけれども、尼崎市、西宮市、姫路市、明石市でございます。

○議長(藤澤元之介) 井村淳子議員。

○井村淳子議員 指定都市からこの中核市に広げられたということで、放課後児童支援員の方の研修が受けやすくなるということですか。回数は変わらずに、近くで受けやすくなるということに理解してよろしいですか。

○議長(藤澤元之介) 社会福祉課長。

○社会福祉課長(北 陽一郎) まず、受けやすくなるかということについてでございますが、県でこの研修を策定していただくのですけれども、年度によって多少異なっております。昨年度は、県下6会場で11回ございました。今年度は、コロナの関係でまだ、一旦中止ということになりましたが、現段階ではこれから姫路市、尼崎市、洲本市、加古川市の4市で行いたいという形

で調整をされていると聞いております。昨年度の11回のうち、ほとんどが神戸の会場でしたが、今年度におきましてはそういった姫路市、洲本市、加古川市に分散しての会場という形になりますので、地方の方については受けやすい環境になろうかとは思っております。

以上でございます。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町内あるいは近隣の放課後児童支援員、この人数であったり実態、状況は、町は現状どのようなぐらいのレベルで把握をしておるのでしょうか。

○議長（藤澤元之介） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（北 陽一郎） 他市町の状況は把握をしておりますが、太子町内にいる支援員の方につきましては、1名の方を除いて全員が既に認定資格研修は受けていらっしゃいます。1名の方も今年度受ける予定でございましたが、現在コロナの関係でなくなったので、これからのお申し込みという方で、今年度全ての方が研修が完了する予定でございます。

以上です。

○議長（藤澤元之介） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 討論なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。

締め切りますが、よろしいか。

（全員賛成）

○議長（藤澤元之介） 全員賛成です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第9 議案第50号 太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第50号太子町放課後児童健全育成事業実施条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第50号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

この際、暫時休憩をします。

(休憩 午後0時14分)

(再開 午後0時14分)

○議長(藤澤元之介) 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第10 議案第51号 太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(藤澤元之介) 日程第10、議案第51号太子町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案については、6月3日の本会議で既に提案理由の説明が終わっていますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第51号は、会議規則第39条の規定によって、お手元に配りました議案付託表のとおり福祉文教常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は福祉文教常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

6月9日から6月18日まで委員会審査のため本会議を休会したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤澤元之介) 異議なしと認めます。したがって、6月9日から6月18日まで本会議を休会することに決定いたしました。

次の本会議は6月19日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

(散会 午後0時16分)